

安全・安心まちづくり施策の現状と課題(参考資料)

1. 水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について
(平成20年6月社会資本整備審議会答申概要 まちづくり関係部分抜粋)
2. 新しい時代の都市計画はいかにあるべきか
(平成19年7月社会資本整備審議会第二次答申)(安全・安心関係概要)
3. 社会資本整備審議会 建築分科会への諮問(平成20年9月1日)
4. 都市・地域整備局における安全・安心まちづくり関連の事業概要
5. ハザードマップ等の事例

1. 水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について

(平成20年6月社会資本整備審議会答申概要 まちづくり関係部分抜粋)

(基本的認識)

IPCC 第4次評価報告書に記載されているように、気候変化による海面水位の上昇、豪雨や台風の強度の一層の増大、渇水の深刻化による水災害の激化が懸念される。気候変化への対策は、適応策、緩和策のどちらか一方だけでは不十分で、両方が補完しあうことにより、リスクの大きな低減が可能である。

このため、適応策と緩和策を適切に組み合わせて、持続可能な社会・経済活動や生活を行える「水災害に適応した強靱な社会」(水災害適応型社会)を目指す。

(適応策の基本的方向) - 5つの対応と5つの適応策 -

【5つの対応】

1. 洪水に対する治水政策の重層化

これまでの計画において目標としてきた流量に対し、河道改修や洪水調節施設の整備等を基本とする「河川で安全を確保する治水政策」で対処することに加え、増加する外力に対し「流域における対策で安全を確保するという治水政策」を重層的に行うべきである。

2. ~ 5. 略

【5つの適応策】

1. 略

2. 地域づくりと一体となった適応策

経済的な効率性や利便性などに加えて、エネルギーの効率性や都市内の環境、水災害のリスクの軽減を考慮した地域づくりを進め、「水災害適応型社会」を構築していくことが重要である。

・土地利用の規制・誘導と一体となった治水対策の推進 / まちづくりの新たな展開 / 住まい方の工夫 / 自然エネルギーの再生

3. ~ 5. 略

2. 新しい時代の都市計画はいかにあるべきか

(平成19年7月社会資本整備審議会第二次答申)(安全・安心関係概要)

持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策

都市交通・市街地整備関係

高齢者をはじめとする移動する人の視点に立ち、徒歩、自転車、公共交通等の複数の交通手段全体を対象として、移動の連続性(物理面、時間面、経済面、心理面)の強化、必要なサービス水準達成のために整合性が確保された取組を徹底

快適な歩行者空間の形成 地域の歴史やまちの個性を活かしつつ、バリアフリー化され、潤い、魅力的な街並み景観が備わり、賑わい、いい、交流などの場ともなる安全・快適な空間を確保

密集市街地の整備等、安全・安心の確保
・幹線道路整備と沿道建築物の不燃化等による防災環境軸の形成を重点的に推進
・面的整備手法、建築規制の合理化、受け皿住宅の整備等に総合的かつ機動的に取組むとともに、土地利用規制の活用等により密集市街地の再生産を防止。
・市街地整備と併せ、雨水浸透柵や地下貯留池の設置等の水害対策を推進。

公園緑地関係

他分野、他領域との連携の強化 防災、教育、福祉・医療、地域活動・交流、子育て支援、生きがい創出など、幅広い分野・領域との緊密な連携を、これまで以上に図るべき。

防災公園等となる「みどり」の確保と防災機能の強化 防災公園等の確保について重点的に取り組むとともに、防災機能の強化を図るための取り組みを緊急に進めるべき。

誰もが安心して「みどり」を利用できる環境の整備
・バリアフリー新法を受け、都市公園の総合的なバリアフリー化を着実に推進していくための方策を講じるべき。
・遊具等における事故の発生、公園における空間の不適切な占用、犯罪の発生などについて、着実に改善を進める方策についても検討することが必要。
・公園施設等について予防的な修繕等を行うことにより長寿命化を図り、公園施設の安全に係る管理基準、防災機能の確保に係る技術基準等について整備すべき。

下水道関係

浸水被害の軽減
地方公共団体の関係部局、住民、NPO、民間事業者等の協力を得て、「雨に強いまちづくり」に向けた総合的な整備の取り組みを支援

ハード整備:貯留浸透施設の整備、幹線官きよの整備
ソフト対策:内水ハザードマップの公表、浸水情報等の提供
自助:地下施設等への止水板設置、土のうの設置

地震対策の推進
施設の重要度に応じた耐震性能を着実に向上させ、地震時のトイレ使用や雨水排水等の根幹的機能を確保するとともに、早期機能回復のための減災対策を実施

諮問:安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方について

検討事項

1. 質の高い建築物の整備方策

質の高い建築物の整備に向けた目標、基本理念、関係者の責務等の設定

2. 建築行政のマネジメント方策

円滑な経済活動を確保しつつ、法令遵守を徹底するため建築確認、検査、違反是正といった一連の手続きの実効性確保

3. 超高層住宅・建築物、大規模建築物群の安全確保方策

災害時の避難の円滑化や、災害時の連携、調整に関する計画のあり方

諮問理由

近年の技術開発の進展や施工技術の普及等により、大規模な超高層住宅・建築物の建設が進められ、また、一部の地域では、こうした建築物が集積する大規模建築物群が出現している。交通施設等と連結する複合市街地が形成されている場合も多く、さらに安全性を高めるための対策が求められるところである。

このため、超高層住宅・建築物については、災害時の避難の円滑化やライフラインの確保等の方策を検討する必要がある。また、大規模建築物群として、交通施設等との関係も含め、災害時の連携・調整に関する計画のあり方や、関係者が協力し一体的に取り組むための方策を検討する必要がある。